破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３７７号
さいたま市南区大字太田窪2796番地
破産者　板垣　　修
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４７号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番22号　グリーンヒル桜ヶ丘Ａ―203号
破産者　二瓶　年雄
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４８号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番22号　グリーンヒル桜ヶ丘Ａ―203号
破産者　二瓶　美子（旧姓岩崎）
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７３号
さいたま市見沼区大字南中丸1280番地35　サンモールＣ201号
破産者　金谷　正男（旧姓南雲）
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６８号
埼玉県川口市中青木５丁目１番31号
破産者　秋山　純子
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３６号
さいたま市見沼区堀崎町1484番地　竹の藤ハイツ106
破産者　稲坂　好泰
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６８号
埼玉県川口市栄町２丁目３番13―902号　栄町ローヤルコーポ、前住所埼玉県川口市幸町２丁目７番29号プチソレイユ502号
破産者　椿　　武志
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
新潟市中央区長潟３丁目９番２号、開始決定時の住所新潟市西区松海が丘１丁目９番３号
破産者　木村　直子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
静岡県牧之原市細江243番地２
破産者　加藤　利之
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２５号
静岡県藤枝市築地664番地の３　サンリット201、旧住所静岡県藤枝市藤枝４丁目１番７号　レオパレスフォンテーヌ107号
破産者　前嶋　伸行
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
北九州市門司区下二十町５番６―1103号
破産者　宮本美佐緒（旧姓岡）
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０９号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7369番地４
破産者　永藤　雅人
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８３３号
札幌市白石区菊水１条４丁目６番61―207号
破産者　網谷　正貴
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生730番地の２
破産者　ＭＳＫ工業こと　秋葉　宮子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１３３号
福島県郡山市笹川２丁目24番地の３　パーク大黒Ｃ―101号
破産者　緑川久美子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
福島県いわき市常磐湯本町三函227番地
破産者　中川　知惠
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３７２号
横浜市鶴見区汐入町２丁目42番地１　鈴木荘２Ｆ、申立時の住所川崎市川崎区元木２―５―14
破産者　高橋　裕也
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
川崎市幸区鹿島田２丁目９番１号　コーポ幸１―Ｂ、前住所川崎市幸区古川町48番地　沼田ハイツ101
破産者　石毛　政明
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６０１号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　昭和荘304号
破産者　松田　祐子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部